



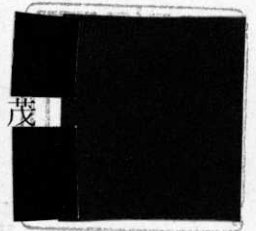
福岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示
福岡労働局一般公示第12号

令和3年9月29日福岡地方最低賃金審議会から福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福岡県の区域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和3年10月14日までに福岡労働局長あて（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和3年9月29日

福岡労働局長 藤枝 茂



記

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定に係る
福岡地方最低賃金審議会の意見の要旨

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
福岡県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 980円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月10日